

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第3 議案第21号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の施行に伴い、当該政令の損害補償額の算定基準を適用している開成町消防団員等公務災害補償条例の規定を整理したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第21号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月8日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページをおめくりいただきたいと思います。

開成町条例第 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、御提案させていただいております内容について、御説明させていただきます。

最後のページに添付させていただいております、参考資料をご覧いただきたいと思います。

まず、改正が必要になった経緯でございますが、一般職の職員の給与に関する法律、今後、給与法と申しますが、平成28年11月に改正され、平成29年度以降の扶養手当の支給額が段階的に変更されたところでございます。給与法を引用しております、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める基準政令においては、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象について、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

今回、給与法が改正されたことに伴いまして、政令において、扶養親族加算額及

び加算対象区分が改正されました。この政令は、消防組織法によりまして、町条例が従うことになっている基準を定めている政令でございますので、この基準に基づきまして、条例改正を実施しようとするものでございます。

続きまして、2の改正の概要をお示しした表が、基準政令第2条第3項に定められている加算額及び加算の基準となります。この基準に基づきまして、条例の第5条、補償基礎額の第3項を改正いたします。議案では、2ページ目の中段から、3ページ目の部分が該当いたします。

対象といたしましては、非常勤消防団員等が公務作業中、消防、救急活動中に死亡された場合、または負傷、疾病にかかり、障がいの状態になった場合に支給される補償基礎額が対象となっております。

開成町では、適用となる方はいらっしゃいません。内容としては、補償基礎額の加算の変更、対象については、従来、子どもと孫が一つの条項に含まれておりましたが、子どものみを第2項といたしまして、孫を新たに第3項に新設しております。その他の部分につきましては、条ずれの変更、条ずれの整理、それから文言の整理を行っております。

また、附則といたしまして、条例の施行は、公布日からといたしまして、条例の適用は平成29年4月1日からを適用日としております。

経過措置といたしまして、4月1日の適用日以降に発生いたしました損害補償と適用日以前に発生した傷病、少年期などのうち、4月1日以降の期間につきましては、改正後の規定が適用されまして、3月31日以前に支給すべき事由も、生じた損害補償と、3月31日以前の期間における傷病補償年金などにつきましては、従前の例となります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申しあげます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第21号　開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。そのまましばらくお待ちください。な

お、副議長は議長室へお越しください。